

下水道法施行令 （公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

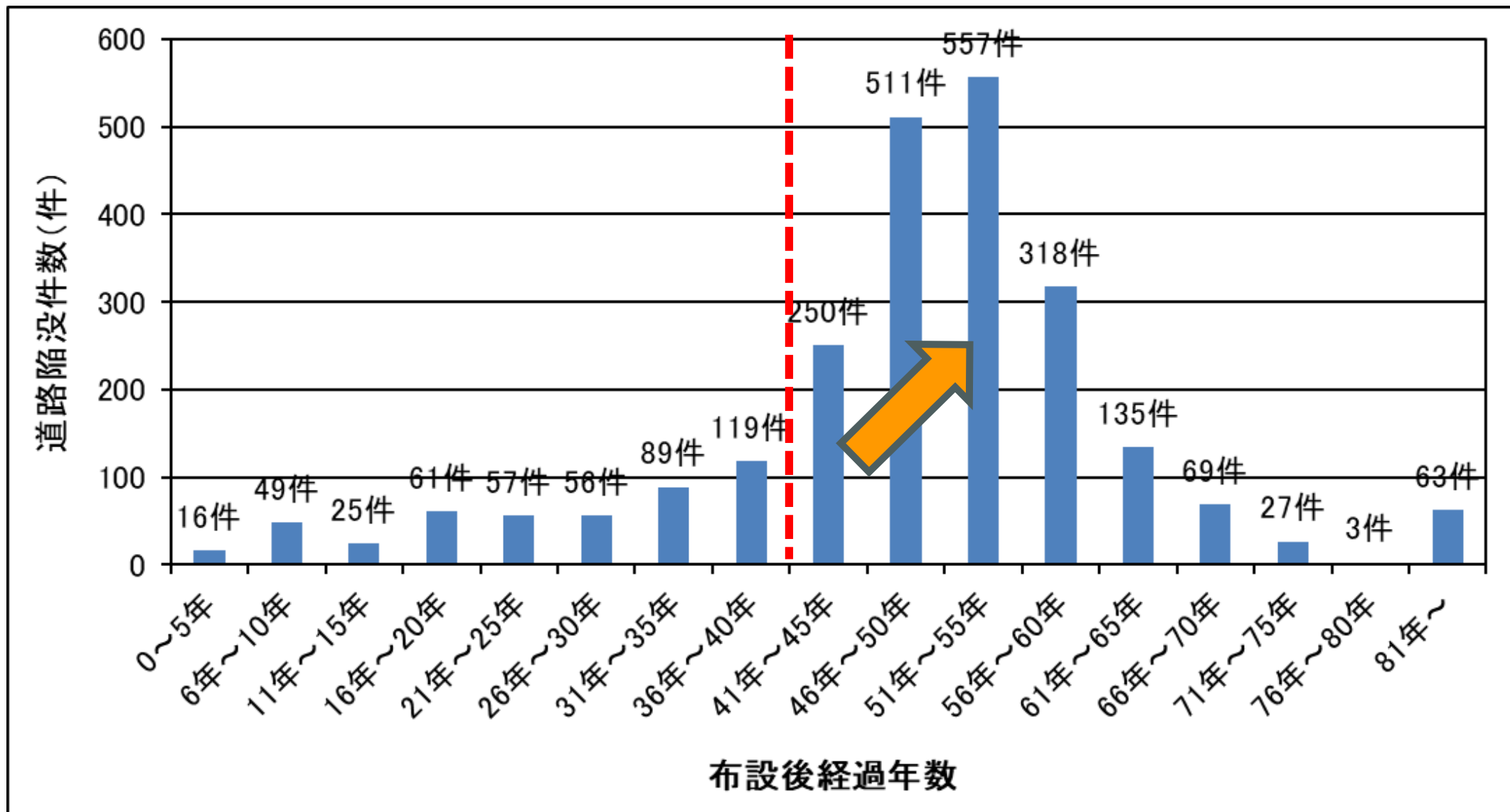
第五条の十二

三 前号の点検は、下水の貯留その他の原因により腐食するおそれが大
きいものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に一回
以上の適切な頻度で行うこと。

下水道法施行規則 （公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の五

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が
著しい箇所
- 二 伏越(ふせこし)室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のお
それが大きい箇所



○布設後経過年数区分別の道路陥没件数（令和4年度）

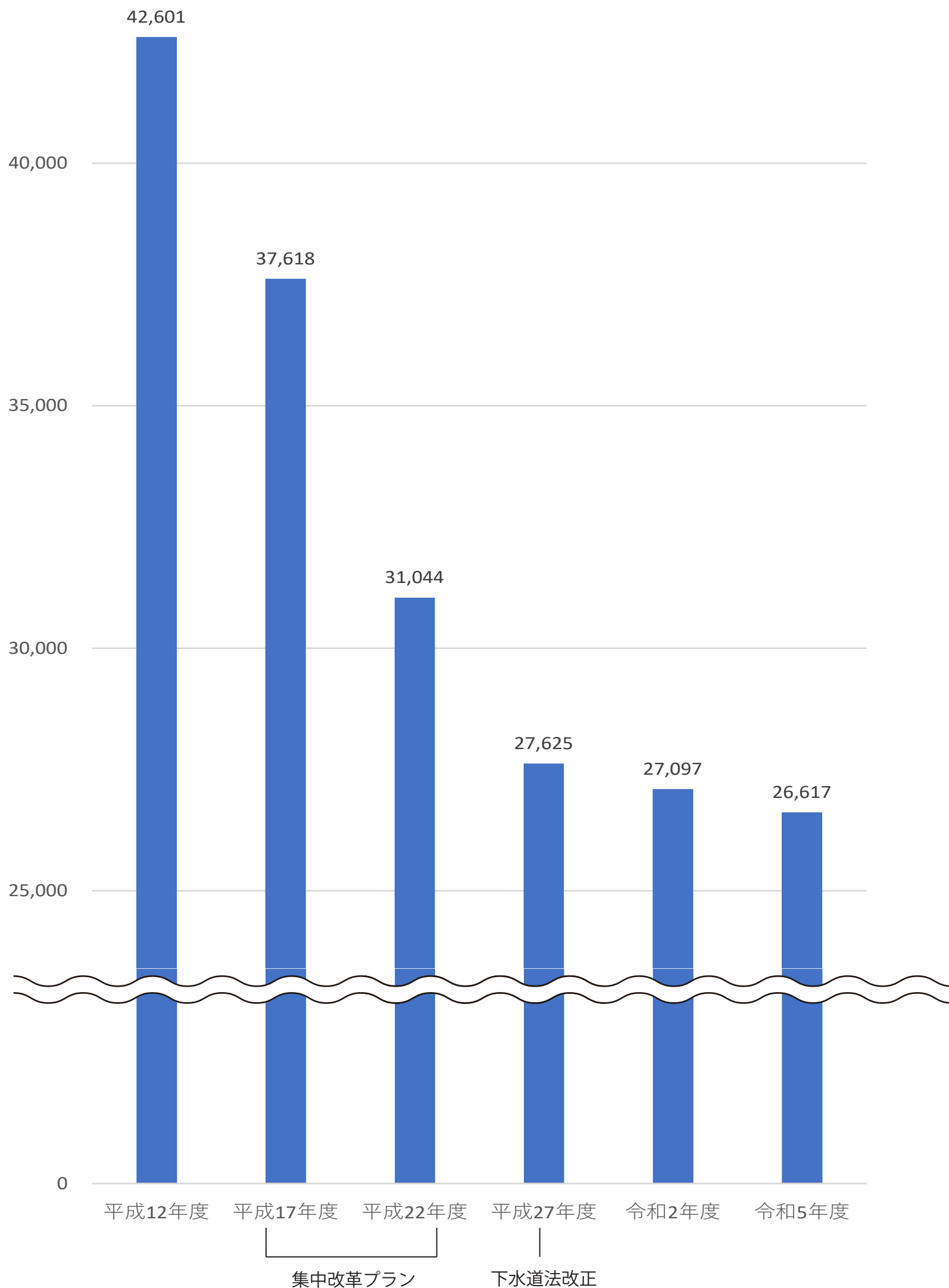
2025年3月10日 参議院予算委員会 日本共産党 伊藤 岳

出典：国土交通省 第1回 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
提出資料（資料2-2 下水道施設管理等の現状）より伊藤岳事務所抜粋

資料②(パネル)

下水道事業の常勤職員数の推移（平成12～令和5年度）

(人)
45,000



2025年3月10日 参議院予算委員会 日本共産党 伊藤 岳

出典：総務省提出資料「下水道事業の常勤職員数の推移（平成12～令和5年度）」より
伊藤岳事務所作成

資料③(パネル)

令和3～5年度に緊急度Ⅰと判定された管渠の対策状況

緊急度Ⅰ 8.1km



防災・安全交付金

2024年度

配分率(配分／要望)＝61%

